

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4
- 指定代理納付者の指定（2件）【企画調整局地方創生推進室】5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】7
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】8

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】9
- 北九州広域都市計画地区計画の変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】1 0
- 北九州広域都市計画地区計画の原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】1 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】1 2

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】1 7

北九州市告示第 1 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら令和 2 年 3 月 31 日 まで

北九州市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
和田調剤薬局	旧	北九州市小倉南区田原新町三丁目13番8号	令和元年5月1日
	新	北九州市小倉南区下曾根新町11番8-102号	

北九州市告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
つなぐ薬局	北九州市八幡東区荒生田三丁目1 番34号	令和元年5 月1日

北九州市告示第4号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで

北九州市告示第5号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで

北九州市告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
あきたけ医院	北九州市門司区東門司二丁目4番18号	令和元年5月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
つなぐ薬局	北九州市八幡東区荒生田三丁目1番34号	令和元年5月1日

北九州市告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
みどり訪問看護ステーション	旧	北九州市小倉北区黄金二丁目9番11号	平成30年12月1日
	新	北九州市小倉北区貴船町3番6号	
和田調剤薬局	旧	北九州市小倉南区田原新町三丁目13番8号	令和元年5月1日
	新	北九州市小倉南区下曾根新町11番8-102号	

北九州市公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区木屋瀬二丁目557番6のうち及び557番7から557番17まで	福岡県直方市感田2138-1 株式会社野崎住宅 代表取締役 野寄京一

北九州市公告第3号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
湯川地区地区計画	北九州市小倉南区湯川三丁目地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和元年5月7日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎
日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、令和元年5月28日までに、上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。

北九州市公告第4号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
堀越地区地区計画	北九州市小倉南区大字志井及び大字堀越地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和元年5月7日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和元年5月28日までに、上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第5号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年5月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

40メートル級はしご付消防自動車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和2年3月13日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成21年4月以降に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、納入実績があること又は納入実績があるメーカーとの代理店契約を締結していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年6月4日から同月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年6月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年6月18日午後2時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 1 7

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of 40 m class Aerial ladder

Quantity: 1 unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 18, 2019

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 17, 2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第1号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和元年5月7日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
2109	株式会社児玉設備 児玉一矢	北九州市小倉北区 霧ヶ丘二丁目17 番37号	令和元年5月1日か ら令和5年5月31 日まで
2110	株式会社フクテッ ク 福本弘孝	北九州市小倉北区 熊本三丁目2番1 4号	令和元年5月1日か ら令和5年5月31 日まで